

小田原市監査委員公表第5号

令和元年7月31日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和元年6月27日付け監査第13号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	小田原市小規模保育設置促進事業費補助金は県補助金の間接補助を行うものであるが、補助事業者に対し交付決定を通知する際、競争入札の実施や施工業者からの寄付受入禁止など、県の補助要綱で市が付することと規定されている補助条件の一部を通知書に明記していなかった。 (保育課)	以後、補助事業者に通知する交付決定書に、県や国等の補助要綱上で市が付することと規定されている補助条件を須く明記する。なお、条件の一部を明記していた他資料（事業者への募集要項等）への記載等は継続することで、事業者に対して当該条件の遵守をより強く意識づけることとしていく。
2	概算払による補助金について、会計年度独立の原則に反し、支出負担行為をした年度内に、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するかの調査を行わず、額の確定を行っていなかった。 (高齢介護課)	補助金交付申請者に対し、実績報告書を事業終了後30日以内又は当該年度の3月31日いずれか早い日までに提出するよう要請した。また、実績報告書の受理後すみやかに補助金の成果の調査を行い、額の確定を行うこととした。

3	<p>概算払による補助金について、補助金交付要綱における実績報告提出日が年度内に額の確定が可能なように定められていなかった。</p> <p>(高齢介護課)</p>	<p>補助金交付要綱を一部改正し、年度内に額の確定が可能な定めとした。</p>
---	---	---